管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者（法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。以下同じ。）に係る認証にあっては、登録認証機関又は登録外国認証機関が当該認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。）

二　表示の方法は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。

（生産行程管理者）

第二十七条　法第十条第二項の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　当該農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下同じ。）であって当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

二　当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

（削る）

（生産行程管理者の認証の申請）

第二十八条　法第十条第二項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一・二　（略）

三　当該農林物資の生産を行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地

四　法第十条第二項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

（削る）

五　（略）

（流通行程管理者）

第二十八条の二　法第十条第三項の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　当該農林物資の取扱業者であって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

（削る）

（削る）

（削る）

二　当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

（流通行程管理者の認証の申請）

第二十八条の三　法第十条第三項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　当該流通行程における取扱業者の氏名又は名称及び住所

五　法第十条第三項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

（削る）

六　（略）

二　表示の方法は、農林水産大臣が農林物資ごとに告示で定める。

（生産行程管理者）

第二十七条　法第十四条第二項の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　当該農林物資の生産業者

二　当該農林物資の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

三　当該農林物資の販売業者であって当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

（生産行程管理者の認定の申請）

第二十八条　法第十四条第二項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

一・二　（略）

三　当該農林物資の生産を行うほ場又は事業所の名称及び所在地

四　第二十九条第二項各号に掲げる事項

五　格付に関する記録の作成及び保存に関する事項

六　（略）

（流通行程管理者）

第二十八条の二　法第十四条第三項の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　当該農林物資の生産業者であって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

二　当該農林物資の製造業者であって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

三　当該農林物資の輸入業者であって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

四　当該農林物資の運送業者であって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

五　当該農林物資の販売業者であって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

六　当該農林物資の生産業者、製造業者、輸入業者、運送業者又は販売業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

（流通行程管理者の認定の申請）

第二十八条の三　法第十四条第三項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　当該流通行程における生産業者、製造業者、輸出業者、輸入業者、運送業者及び販売業者（以下「生産業者等」という。）の氏名又は名称及び住所

五　次条第三項各号に掲げる事項

六　格付に関する記録の作成及び保存に関する事項

七　（略）